平成２５年（フ）第４６号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分116番地の１
破産者　有限会社ヴァンクール
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第７７１号
北九州市八幡西区椋枝２丁目９番３号
破産者　有限会社遠藤地建
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４号
千葉県松戸市新松戸３丁目296番地　サンライトパストラル壱番街Ｃ―909
破産者　高野　　諭
１　決定年月日　平成26年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７３号
千葉市中央区矢作町209番地、住民票上の住所千葉市中央区矢作町204番地　レジデンスⅠ―101号
破産者　原田　幸雄
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
千葉市美浜区高浜１丁目７番７棟104号
破産者　村山　朋靖
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１９号
千葉市中央区寒川町１丁目28番地
破産者　手島　正世
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６７号
さいたま市西区指扇4350番地１
破産者　医療法人社団金石会
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
千葉県市川市広尾２丁目７番17号
破産者　君嶋自工有限会社
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６０号
千葉県八千代市八千代台南１丁目15番２号　カサグランデ402号
破産者　面川恵美子（旧姓中野）
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９６号
千葉県流山市向小金２丁目545番地の１　コーポラスリバーヒルズ205
破産者　大石　一政
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２１号
千葉県柏市十余二313番地219
破産者　山和印刷株式会社
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２４号
北海道札幌市中央区南十三条西１丁目１番13―103号
破産者　株式会社クレスト管理
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５号
千葉県松戸市六高台７丁目121番地　松戸高柳県営住宅１棟133号
破産者　伊藤　智光
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１１号
千葉県松戸市松飛台151番地の13
破産者　有限会社クローズバスケット
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５８号
東京都葛飾区高砂７丁目１番10号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目５番43―17号　キュービック103号
破産者　白澤　竜一
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４４号
福岡県久留米市梅満町260―１
破産者　ユナイトワーク株式会社
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６０号
群馬県伊勢崎市宮子町3618番地３
破産者　株式会社藤商群馬
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７５９号
さいたま市南区曲本１丁目16番16号
破産者　有限会社ステルス
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９３号
埼玉県加須市鴻茎1264番地１
破産者　有限会社ウェィクアップ
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
さいたま市岩槻区上野６丁目２番地11
破産者　有限会社カネショウ工業
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６１号
千葉県船橋市西船５丁目25番１号　メゾンド・アイ103号
破産者　三枝　大治
１　決定年月日　平成26年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係